

東京高裁総第4668号

平成31年1月4日

山中理司様

東京高等裁判所長官 林 道 晴



司法行政文書開示通知書

平成30年11月29日付け（同年12月3日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 懲戒処分書（片面で1枚）
- (2) 処分説明書（片面で2枚）
- (3) 受領書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、いずれも個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）

懲戒処分書

<p>(氏名)</p> <p>██████████</p>	<p>(現官職)</p> <p>裁判所事務官</p> <p>██████████</p>
<p>(処分の内容)</p> <p>裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により懲戒処分として免職する</p>	
<p>平成29年11月21日</p> <p>任命権者 東京高等裁判所長官 深山卓也</p> <p>██████████</p>	

処 分 説 明 書

(敬示)

- 1 この処分についての審査請求は、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第90条及び第90条の2並びに裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-1の規定により、この処分説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、最高裁判所に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する最高裁判所の判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、最高裁判所の判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても、最高裁判所の判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する最高裁判所の判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、最高裁判所の判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

1 処分者		
東京高等裁判所長官 深山卓也		
2 被処分者		
所 属 東京高等裁判所	氏名 (ふりがな)	
官 職 裁判所事務官	級及び号俸	
3 処分の内容		
処分発令年月日 平成29年11月21日	処分効力発生日 平成29年11月21日	処分説明書交付年月日 平成 年 月 日
根拠法令 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号		処分の種類及び程度 懲戒免職
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第26条による承認年月日 年 月 日	刑事裁判との関係 (1) 起訴年月日 平成 年 月 日 (2) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第85条による承認年月日 平成 年 月 日	
処分の理由 別紙のとおり		



(別紙)

被処分者は、

- 1 平成29年5月 [redacted] 宿直勤務中に、正当な理由がないのに、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内の女子トイレに侵入し、
- 2 同年7月又は8月ころ、業務上の目的以外の目的で [redacted] 実施した平成28年度の一般定期健康診断並びに子宮がん及び乳がん検診の検査結果データを複製して持ち出したものである。

平成 29 年 11 月 21 日

東京高等裁判所長官 殿

所 属 東京高等裁判所事務局 [REDACTED]

官 職 裁判所事務官 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

受 領 書

- | | | |
|---|------------|--------------|
| 1 | 懲戒処分書 | 1 通 |
| 2 | [REDACTED] | [REDACTED] 通 |

上記の書類を本日受領しました。

